

第3章 航空機災害対策

第1節 航空機災害の特徴

《危機管理室》

我が国では1970年代以降、航空機による輸送が飛躍的に発達し、その需要は年々高まりをみせている。それに伴い、近年における航空機の技術革新は目覚ましく、安全化、省力化が進められている。また、航空法上、機長はいかなる場合においても、可能な限り市街地や人家へ墜落しないよう危険回避行動を行う義務を有している。

しかし、どのような航空機であっても、飛行中における不測の事態は避け難く、航空機が操縦不能等に陥ったり、人為的なミスがあった場合、重大な事故につながる可能性が極めて高い。

航空機の墜落、衝突、離着陸の失敗等の事故による航空機災害の特徴としては、次のことが挙げられる。

- ・ 乗客乗員に限らず、地上における巻き添え等、一時に多数の死傷者が発生する危険性が高いこと。
- ・ 炎上火災が発生する可能性が高いこと。
- ・ 大破した機体の破片や燃料等が広域に飛散し、被災区域が広がる危険性があること。
- ・ 災害発生場所は、飛行場及びその周辺に限らず、市街地、山林、海上等特定できないこと。

第2節 市域における飛行場施設等の現況

《広島ヘリポート管理事務所、消防局警防課》

第1 ヘリポート

1 広島ヘリポート（公共用ヘリポート）

- ・ 空港等の種類 陸上ヘリポート
- ・ 設置者 広島県
- ・ 所在地 広島市西区観音新町四丁目
- ・ 着陸帯 長さ＝35m、幅＝30m
- ・ 滑走路 長さ＝35m、幅＝30m
- ・ 航空灯火 境界灯、誘導路灯等
- ・ 通信施設 情報提供用対空通信施設
- ・ 気象観測施設 風向風速観測装置等
- ・ 運用時間 午前8時30分から午後7時まで（10時間30分）
- ・ 平面図 資料1のとおり

2 NHK広島ヘリポート（非公共用ヘリポート）

（令和6年10月1日現在）

建物名称	所在地	管理者 電話番号	座標	長さ× 幅（m）	備考
N H K 広島放送センタービル	広島市中区大手町 二丁目11番10号	経営管理セン ター専任部長 082-504-5282	N34-23-14 E132-27-29	17×17	屋上

第2 緊急離着陸場

資料編「3-25-2 災害時のヘリポート適地」及び「3-25-3 屋上離着陸場等一覧」のとおり。

第3 広島ヘリポートにおける航空機の運航状況

- 1 離着陸回数
4,530回（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）
- 2 常駐する回転翼航空機（令和3年10月1日現在）
16機

第4 航空路の指定等

- 1 航空機の運航方法は、計器飛行方式と有視界飛行方式がある。
計器飛行する航空機は、国土交通大臣により指定された航空路を飛行することとされている。広島市域における空域は、安芸区瀬野地区から佐伯区石内地区上空、佐伯区屋代地区から安佐北区鈴張地区上空を中心に、幅約15km、高度約2,100m～約7,200mが該当している。
有視界飛行方式を行う場合、特に飛行区域に制限はないが、最低安全高度に関する規定があり、飛行中発動機のみが停止したときに、地上の人又は物件に危険を及ぼすことなく着陸できる高度、又は次の高度より高い高度と規定されている。
(1) 都市上空では機体を中心に半径600m以内にある最も高い障害物から300mの高度
(2) 家屋のない地域又は広い水面では150mの高度
(3) 上記以外では150mの高度
- 2 広島ヘリポートの離着陸コースは南北方向に設定され、飛行場を中心として半径1km前後の空域で、西区草津地区・庚午地区上空を旋回するものと、中区江波地区・舟入地区上空を旋回するものがある。実際の離着陸コースは、回転翼航空機の性能や気象条件等により若干の差異が生じることがある。
なお、本市域上空は、自衛隊機及び米軍機の訓練区域には指定されていない。

第5 異常事態時の航空機の緊急着陸

航空機が飛行中のエンジントラブルや操縦系統の異常などにより、緊急着陸を要する場合は、着陸可能な飛行場に誘導される。

第3節 対象とする航空機災害

《危機管理室》

本章で対象とする航空機災害は、市域において多数の死傷者又は避難者が発生し、災害応急対策や避難生活が大規模化・長期化するなど社会的影響が大きいと判断される次のような航空機災害とする。

第1 航空機の海上への墜落（海域での事故等）

《災害対応上の特性》

- 1 救助・医療救護活動時の海上と陸上との連携、海中の搜索
- 2 多数の負傷者等の救出及び医療・救護
- 3 海上への燃料流出・拡散防止
- 4 漏えい燃料への引火防止
- 5 環境汚染対策、水産物被害対策
- 6 広島ヘリポート周辺で発生した場合は、広島ヘリポート緊急対策本部（県土木建築局）及び広島ヘリポート緊急対策現地本部（広島ヘリポート管理事務所）との連携

第2 航空機の陸上への墜落（陸域での事故等）

《災害対応上の特性》

- 1 多数の負傷者等の救出及び医療・救護
- 2 周辺住宅等への被害拡大の防止
- 3 広島ヘリポート周辺で発生した場合は、広島ヘリポート緊急対策本部（県土木建築局）及び広島ヘリポート緊急対策現地本部（広島ヘリポート管理事務所）との連携

第3 航空機の空中衝突・市街地への墜落又は高層ビルへの衝突（空中での事故・多数の巻き添え者を含む密集地での事故等）

《災害対応上の特性》

- 1 多数の行方不明者の捜索
- 2 大規模な消火活動
- 3 広範囲な災害現場の早期状況把握

第4 その他の大規模な航空機災害

第4節 災害予防計画

第1 航空機の安全運航の確保

《広島県空港振興課・広島ヘリポート管理事務所》

- 1 ヘリポートの設置者又は航空保安施設の設置者は、国土交通省令で定める機能の確保に関する基準に従って当該施設を管理しなければならない。
- 2 航空運送事業者は、航空交通の安全に関する各種情報を態様・要因ごと等に分類整理し、事故予防のために活用し、必要な措置を講じるものとする。また、分類整理した各種情報を事業者相互間において交換し、情報の活用を促進するものとする。
- 3 ヘリポートの設置者及び航空運送事業者並びに県警察は、ハイジャック等航空機を使用した犯罪の防止に努めるものとする。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

《広島ヘリポート管理事務所、消防局警防課・救急課》

- 1 航空機災害に係る応急活動の関係機関（第5節第4を参照）は、それぞれの機関及び機関相互間における情報収集・伝達の体制・手段を整備するとともに、平常時より連絡窓口等を明確にしておくものとする。（資料編『防災関係連絡窓口』参照）
- 2 航空機災害に係る応急活動の関係機関は、人命救助・捜索、救急・医療救護活動等に有効な資機材等を整備するとともに、その操作に習熟しておくものとする。
また、各機関が保有する資機材等については、災害時の効果的・効率的な活動の連携に資するため、相互に情報交換をしておくものとする。
- 3 消防局は、航空機災害に対応した出動計画を策定するものとする。特に、航空機燃料の特性や狭隘な航空機内部からの人命救出を考慮した出動車種や台数を確保するものとする。

第3 防災訓練の実施

《広島ヘリポート管理事務所、危機管理室、消防局警防課・西消防署》

関係機関が一体性のある効果的な現場活動を展開するため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、各種の航空機災害を想定した実践的な訓練や情報連絡訓練を実施するなど、平素から関係機関相互の連携を図るものとする。

第5節 災害応急対策

第1 災害対策本部の体制

《危機管理室》

航空機災害が発生した場合における本市の災害対応の体制は、災害対策本部の設置を基本とし、市災害対策本部長又は本部員は必要に応じて関係部局の体制を強化する。

また、市災害対策本部長は、原則として、災害発生区に区災害対策本部を設置する。区災害対策本部長は必要に応じて関係部課の体制を強化する。

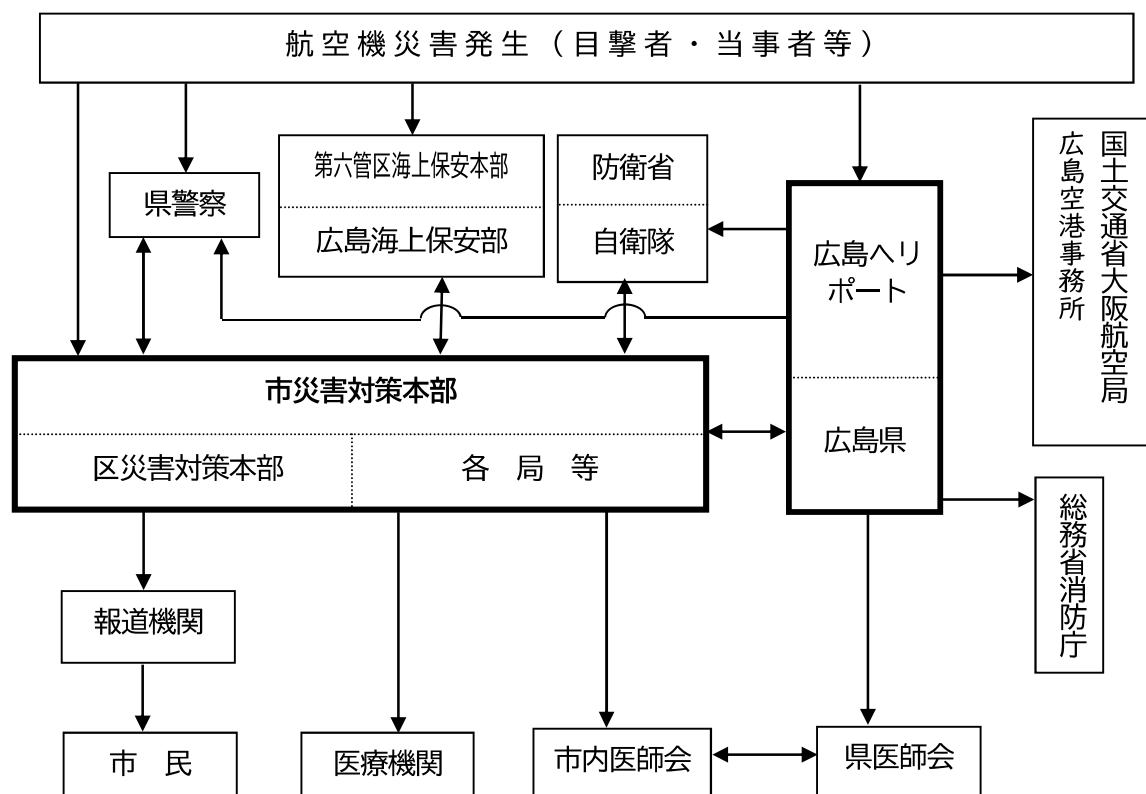
第2 応援要請

《危機管理室》

- 1 自衛隊の応援を必要とするときは、災害対策基本法及び自衛隊法の規定に基づき、市長は県知事に対し派遣要請を依頼する。
- 2 他の地方公共団体や民間団体等の応援・協力が必要と認められるときは、市長は災害対策基本法などの関係法令及び相互応援協定等に基づき直接要請する。

第3 関係機関との情報連絡系統

《危機管理室》



第4 関係機関の災害応急活動

《危機管理室》

区 分	広島ヘリポート	航空機使用者	広島海上保安部	県	県警察	消 防	市災害対策本部	区災害対策本部
現地指揮所の設置	○		○		○	○	△	
情 報 収 集	○	○	○	○	○	○	○	○
警戒区域の設定			△		○	○	△	○
人命救助・捜索	○	○	○	△	○	○		○
消 火 活 動	○	○	○			○		
避難誘導	○	○		△	○	○		○
救急・医療救護	○		○	△		○	○	
海上交通の安全確保			○					
群 衆 整 理					○			
交 通 整 理					○			○
燃料流出対策		○	○	○		○	○	
被災者への支援		○			△		○	○
市 民 相 談					△		○	○

※ 表中の○印は本務として行う活動、△印は必要に応じて行う活動を示す。

※ 自衛隊等要請に基づき災害応急活動に当たる機関については、要請時に活動内容を調整する。

第5 情報の収集及び広報

《広島ヘリポート管理事務所、危機管理室、消防局、各消防署、企画総務局広報課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

- 1 災害現場において活動を行う消防、県警察等の各機関は、応急対策の実施に必要な情報を迅速に収集するとともに、収集した情報は共有できるよう連携を図るものとする。
- 2 航空機災害は、社会的影響が大きく、また、安否確認等全国的な情報発信が必要であることを踏まえ、市(区)災害対策本部は、関係機関及び報道機関と連携して迅速かつ適切な広報活動を行うものとする。

※ 航空機災害発生時に市災害対策本部において整理すべき情報

情報の種類	情報の入手先		
	一般の航空機	自衛隊機	米軍機
飛行予定コース・時間、便名、航空機の使用者、国籍、乗員・乗客名簿、機種、燃料の推定残量	航空機の使用者 (航空会社) 国土交通省航空局	救難調整本部(RCC) (埼玉県入間市) 陸上自衛隊第13旅団 海上自衛隊 呉地方総監部 航空自衛隊 西部航空方面隊	防衛省中国四国防衛局業務課
救助活動上必要な情報 (乗客座席位置、機体の構造、搭載危険物品等)			
事故発生時の状況	広島ヘリポート対空通信室、目撃者	目撃者	目撃者

第6 迅速かつ効率的な人命救助・捜索、消火活動

《広島ヘリポート管理事務所、消防局警防課、各消防署》

- 1 消防、県警察等の各機関は、災害現場における人命救助・捜索、消火活動を迅速かつ効率的に実施するため、原則として合同の現地指揮所を設置し、共有する情報を基に現場活動方針等を協議・確認するなど連携体制を確保する。
- 2 消防、県警察等の各機関は、一連の人命救助・捜索、消火活動等を円滑に行い、かつ、人命に対する危険を防止するため、必要に応じて災害発生地を中心として警戒区域を設定する。

また、県警察の協力を得て、必要に応じ、付近の交通規制を早期に実施するなど、現場活動が円滑に行える体制を確保するものとする。

第7 航空機火災への対応

《広島ヘリポート管理事務所、消防局警防課、各消防署》

- 1 航空機燃料(JET-A1(灯油)、AVGAS100/80(ガソリン):石油系炭化水素)が燃焼しているときは、燃焼面が急激に拡大し、放射熱が高くなるため、現場活動者及び要救助者に対する熱遮蔽措置を講じるものとする。また、広範囲に飛散した燃料は、二次災害の発生を防ぐため、引火を防止するとともに、拡散防止の措置を講じるものとする。
- 2 漏えいした航空機燃料が皮膚に付着した状態で時間が経過すると、化学熱傷を起すため、現場活動者及び要救助者への燃料の付着防止又は洗浄等の措置を講じるものとする。また、航空機燃料の高濃度蒸気を吸入した場合は、吐き気・頭痛・めまいを生じるおそれがあるため、風向きに応じた活動位置の確保や要救助者の呼吸対策に配慮する必要がある。

第8 救護所の設置と医療救護班の活動

《健康福祉局医療政策課》

- 1 多数の負傷者が一度に発生し、又は発生すると見込まれた場合は、保健医療担当局長は区災害対策本部と協議し、必要に応じて現地指揮所に近接した場所に救護所を設置する。なお、救護所が設置された場合、区災害対策本部長は住民に対して救護所開設の広報を行う。

医療救護班の編成にあっては、地方独立行政法人広島市立病院機構に協力を要請し、災害時における医療・助産活動を実施する。

- 2 市の医療救護班ではその活動が十分に行えない場合は、県へ災害派遣医療チーム（DMA T）の派遣要請を行う。

第9 トリアージの実施

《健康福祉局医療政策課、消防局警防課・救急課、各消防署》

- 1 多数の死傷者が発生すると見込まれた場合は、救護所において、医師及び救急隊員が連携してトリアージ（多数の死傷者が同時に発生した場合、緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うために、死傷者の治療等の優先順位を決定すること。）を実施し、その結果に応じて救急搬送を行うものとする。
- 2 消防局は、広島県救急医療情報ネットワークシステムなどを利用したリアルタイムな医療情報の収集を図るとともに、健康福祉局及び医療機関と連携し、救急搬送体制を確保するものとする。

第10 避難場所等の開設等

《企画総務局市民相談センター、各区区政調整課・地域起こし推進課、危機管理》

- 1 区長は、航空機の乗客等多数の被災者の一時収容又は災害発生地を中心として設定した警戒区域内の住民等の一時避難が必要であると認めた場合は、基本・風水害対策編「第2章 災害予防計画、第6節 避難体制の整備」に定める指定緊急避難場所一覧表等の中から、被害の状況に応じた安全な避難場所等を開設するとともに、適切な避難誘導や被災者に対する給水・給食、毛布・日用品の貸与等の救援活動を行うものとする。
- 2 市（区）災害対策本部は、必要があると認めた場合は、市民等相談窓口を開設し、市民等から寄せられる安否確認や被災者支援の問い合わせ等に対応するものとする。

広島ヘリポート平面図

